

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成 21 年度
計画主体	中種子町

中種子町鳥獣被害防止計画(案)

<連絡先>

担当部署名 中種子町農林水産課
所在地 鹿児島県中種子町野間 5186 番地
電話番号 0997-27-1111 (224)
FAX番号 0997-27-3634
メールアドレス naka-nourin@town.nakatane.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ・カラス
計画期間	平成22年度～平成24年度
対象地域	鹿児島県中種子町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成20年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	サトウキビ、青果用さつまいも、澱粉用さつまいも、水稲	700千円 2.6ha
カラス	飼料用サイレージ、さつまいも	30千円 0.2ha

(2) 被害の傾向

シカ	<p>5年前までは、町の北部地域で被害が確認されてたが最近は、町内全域に及んでいる。</p> <p>サトウキビの新芽の食害(2月～5月)、さつまいもの苗床食害及び植え付け後から収穫(5月～11月)までの食害、水稲においては植え付け後(春先)、苗の引き抜き等被害が及んでいる。</p> <p>以前から被害にあった地域では、防護ネット等被害防止を行っているが、生息区域の拡大によりこれまで被害の無かった地域が被害にあっている。</p>
カラス	<p>さつまいもの種芋伏せ込み後、新芽を突き芋を掘り起こし、甘藷作付の遅れるなどの被害が発生している。</p> <p>畜産の飼料サイレージラップを突き破り、飼料が腐敗する等の被害が見られる。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成20年度)	目標値(平成24年度)
被害金額	730千円	500千円
被害面積	2.8ha	2.0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲の実施 捕獲報償金の助成	・ 捕獲員の高齢化・減少が懸念されることから、捕獲従事者の確保が必要である。 ・ 捕獲員は勤め人が多く、休日しか駆除ができないことから、効率的で確実な実施が図られるよう体制の整備を図る必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	特になし	・ 自己農地のみでの点的設置による防除となっていることから、団地的な設置の取組により、効果的な防除が図られるよう話し合い活動等を促進する必要がある。

(5) 今後の取組方針

鳥獣害防止対策を地域ぐるみで協力して行う体制を整えるため、地域に対して集落座談会等を開催し、普及啓発を図る。

また、効果的な被害防止が図られるよう侵入防止柵の団地的な設置を推進する。

さらに、効果的な捕獲を実施するため、捕獲従事者の育成・確保を図るとともに、効率的な捕獲が実施できるよう従来の有害鳥獣捕獲体制を見直す。

集落が主体となった取組について普及啓発を図る。

集落における話し合い活動を推進し、地域ぐるみでの取り組みを推進する。

効果的な捕獲を実施するため、捕獲従事者の育成・確保を図るとともに、効率的な有害鳥獣捕獲が行える体制の整備を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在の有害鳥獣捕獲による捕獲を継続して行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2 2	シカ カラス	猟友会と連携しつつ狩猟免許の取得推進を図り、捕獲従事者の育成・確保を図る。
2 3	シカ カラス	猟友会と連携しつつ狩猟免許の取得推進を図り、捕獲従事者の育成・確保を図る。
2 4	シカ カラス	猟友会と連携しつつ狩猟免許の取得推進を図り、捕獲従事者の育成・確保を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>シカ</p> <p>過去の捕獲頭数は、平成 18 年度 47 頭、平成 19 年度 43 頭、平成 20 年度 26 頭となっている。</p> <p>生息数・生息区域も拡大していることから、町全域において、銃器及びわなにより 5 0 頭の捕獲を目標とする。</p> <p>カラス</p> <p>過去の捕獲数は、平成 18 年度 113 羽、平成 19 年度 56 羽、平成 20 年度 82 羽となっている。</p> <p>飼料用サイレージラップ等の被害が拡大しており町全域において、銃器及び捕獲箱により年間 2 0 0 羽を目標とする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度
シカ	5 0	5 0	5 0
カラス	2 0 0	2 0 0	2 0 0

捕獲等の取組内容
中種子町全域において、シカ・カラスについては年間を通じて銃器・箱わな・捕獲箱により実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4 . 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度
シカ	電気柵 4,000m	電気柵 4,000m	電気柵 4,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2 2	シカ カラス	集落が主体となった被害対策の取組について普及 ・啓発を図り，鳥獣の住処となる耕作放棄地の解消 や下草の刈払い等を行う。
2 3	シカ カラス	集落が主体となった被害対策の取組について普及 ・啓発を図り，鳥獣の住処となる耕作放棄地の解消 や下草の刈払い等を行う。
2 4	シカ カラス	集落が主体となった被害対策の取組について普及 ・啓発を図り，鳥獣の住処となる耕作放棄地の解消 や下草の刈払い等を行う。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	中種子町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
鳥獣保護員	鳥獣被害の情報収集
中種子町猟友会	鳥獣の捕獲に関すること
中種子町農業委員会	農業被害の情報収集
中種子町認定農業者協議会	農業被害の情報収集
中種子町キビさつまいも振興会	農業被害の情報収集
種子・屋久農業協同組合くまげ地区本部	営農指導及び被害防止の普及指導・情報収集
中種子町自治公民館連絡協議会(7校区)	地域での鳥獣害防止に関すること及び鳥獣被害の情報収集
熊毛支庁	有害鳥獣捕獲や被害防止策に関する技術指導・情報提供
中種子町	総括及び技術指導・情報提供に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県	有害鳥獣捕獲関連情報と被害防止技術の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

中種子町鳥獣害防止対策協議会が連携し研修会等を開催し、被害対策についての普及啓発を図り、農家等が主体となった取組を推進する。

6．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行なうこととする。なお、シカについては食肉としての活用を図っている。

7．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、中種子町鳥獣害防止対策協議会が関係機関と連携し、情報交換、現地指導を行う。